2　前項に規定するもののほか、事業基盤強化促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公庫法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十一条第一項第五号	行う業務	行う業務（造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第十五条に規定する事業基盤強化促進円滑化業務（以下「事業基盤強化促進円滑化業務」という。）を除く。）
第五十八条及び第五十九条第一項	この法律	この法律、造船法
第七十一条	第五十九条第一項	造船法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項
第七十三条第一号	この法律	この法律（造船法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七十三条第三号	第十一条	第十一条及び造船法第十五条
第七十三条第七号	第五十八条第二項	造船法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する第五十八条第二項
附則第四十七条第一項	公庫の業務	公庫の業務（事業基盤強化促進円滑化業務を除く。）

（資金の確保等）

第二十七条　国は、認定事業基盤強化事業者が認定事業基盤強化計画に従って事業基盤強化を行うために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（雇用の安定等）

第二十八条　認定事業基盤強化事業者は、認定事業基盤強化計画に従って事業基盤強化を実施するに当たっては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　国は、認定事業基盤強化事業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　国は、認定事業基盤強化事業者に雇用されていた労働者について、就職のあっせんその他その職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4　国及び都道府県は、認定事業基盤強化事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施その他の能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（連絡及び協力）

第二十九条　国土交通大臣及び厚生労働大臣は、この法律の施行に当たっては、認定事業基盤強化事業者に係る労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

（認定事業基盤強化事業者に対する報告の徴収）

第三十条　国土交通大臣は、認定事業基盤強化事業者に対して、認定事業基盤強化計画の実施状況及び当該認定事業基盤強化事業者又はその関係事業者が製造又は修繕をする船舶等に関する事項について報告を求めることができる。

（指定金融機関に対する報告の徴収等）

第三十一条　国土交通大臣及び財務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定金融機関から事業基盤強化促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四章　雑則

本則に次の一条を加える。

第三十八条　第十六条第二項又は第二十条第二項の規定に違反して、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなかった場合には、当該違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

第五条　造船法の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十二条」に、「第三十二条・第三十三条」を「第三十三条・第三十四条」に、「第三十四条―第三十八条」を「第三十五条―第三十九条」に改める。

第十条第二項第二号中「第三十条」を「第三十一条」に改め、同条第三項第四号中「第十七条第四項第三号ロ」を「第十八条第四項第三号ロ」に改める。

第十一条第三項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項に規定する遠隔支援業務及びその業務に係る事業場に関する事項

第十一条第四項第七号中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　事業基盤強化計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

第十三条中「次条」の下に「及び第十五条」を加える。

第三十八条中「第十六条第二項又は第二十条第二項」を「第十七条第二項又は第二十一条第二項」に改め、同条を第三十九条とし、第三十七条を第三十八条とし、第三十六条を第三十七条とする。

第三十五条第一号中「第二十一条」を「第二十二条」に改め、同条第二号中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条第三号中「第三十条」を「第三十一条」に改め、同条第四号中「第三十一条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とし、第四章中第三十三条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とし、第三章中第三十一条を第三十二条とし、第二十七条から第三十条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十六条第二項の表第十一条第一項第五号の項中「第十五条」を「第十六条」に改め、同表第七十一条の項及び第七十三条第一号の項中「第二十六条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同表第七十三条第三号の項中「第十五条」を「第十六条」に改め、同表第七十三条第七号の項中「第二十六条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十五条中「第二十三条第三項」を「第二十四条第三項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十四条第一項中「第十七条第四項第一号」を「第十八条第四項第一号」に改め、同条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とし、第十八条から第二十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第十七条第二項中「第十九条」を「第二十条」に改め、同条第四項第二号及び第三号ロ中「第二十四条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条中「第十七条第四項第三号ロ」を「第十八条第四項第三号ロ」に、「第二十条第一項及び第二十六条」を「第二十一条第一項及び第二十七条」に改め、同条を第十六条とする。